

専従役員補償規程

第1章 総則

(この規程の目的)

第1条 この規程は、規約第22条第5項に基づき専従役員の補償について定める。

(この規程の適用)

第2条 専従役員は、専従役員になる時期若しくは専従役員の期間に応じ、この規程の定めるところにより補償される。

(専従役員の区分)

第3条 この規程に定める「専従役員」の区分は、規約第22条第4項のとおりとする。

第2章 休職専従役員補償

(休職専従役員補償の範囲)

第4条 この補償金の支給範囲は次のとおりとする。

- 本部、県本部、単組に専従する休職役員のうち県本部機関で承認したもの。
- 県本部機関が承認した連合福島等に派遣された専従役員

(休職専従役員補償額)

第5条 補償金の額は大会又は中央委員会で定める。

- 期間が1年に満たないときは月割り計算とし、1月に満たない数は1月とする。
- 休職補償金は、毎月25日に支給する。

(資金運用)

第6条 補償のための必要な資金は休職補償費（一般会計）から運用する。

第3章 離籍専従役員補償

(離籍役員定数)

第7条 離籍専従役員定数は3名を限度とする。

2 離籍専従役員定数の配置は県本部2名、県職労1名とする。

(機関承認)

第8条 離籍専従役員は、大会で選出され、承認を受けることとする。

2 大会で選出、承認を受けた者は離籍専従役員予定者となる。

(離籍開始期日)

第9条 前条により登録された専従役員は、登録者の休職専従期間終了とともに離籍する。

ただし、登録者が地方公共団体を退職するにあたり、

退職の時期により退職手当が不利益になる者については休職専従期間6年経過後であれば随時離籍することができる。

2 離籍日は退職日とする。

(退任)

第10条 離籍専従役員の退任日は、離籍専従役員として自治労専従役員の任を解かれた日（又は辞任した日）とする。ただし、県本部、県職労のいずれかの離籍専従役員から、このうち他の機関の離籍専従役員に1年以内に選任されたときは、前者の任を解かれても離籍専従役員を退任したとはみなさないものとする。その際は、その都度、規程第8条の機関手続きに準じて機関に報告する。
(離籍時補償)

第11条 離籍専従役員は、離籍時に次の各号により補償される。

(1) 離籍時一時金として100万円支給する。

この措置は1回限りとする。

(2) 離籍時、地方公共団体から支給される退職手当は離籍者が受領するが、その額が国家公務員等退職手当法第5条及び昭和48年改正法（法30）附則第5項により試算した額を下回る場合は、その差額を離籍時退職手当補償として補償する。この場合の計算の基礎となる賃金は、組合活動により、懲戒、分限その他行政処分による不利益を過去5年に限り是正したものとする。

(退任慰労金)

第12条 非在籍専従役員は役員を退任したとき、慰労金として定額100万円を支給する。それに在籍期間1年につき退任時の本給月額100分の50を乗じて得た額を加算して補償する。ただし、定額分の支給は1回限りとする。

2 前項の定額分は離籍時から在任期間1年につき10万円を乗じて得た額を加算する。ただし、離籍後最初の任期途中（3年以内）で退任する場合は月額計算により減額する。

3 前各項の在任期間の算定は離籍した日から起算し、1年未満は、月割計算とし、1月未満は1月とする。

第13条 補償のための必要な資金は、犠牲者救援補償規定（一般会計）または、犠牲者救援基金会計から運用する。

第4章 附則

第14条 この規程に定めのない事項については、中央執行委員会がこれを定める。

第15条 この規程の改廃は、大会又は中央委員会の議をへ

なければならない。

附 則

この規程は、1981年10月3日より施行し、1973年12月8日より遡及適用する。

この規程は、1982年10月8日より施行し、1973年12月8日より遡及適用する。

この規程は、2000年10月13日に改正し、同日より実施する。

この規程は、2010年4月1日より施行する。

この規程は、2005年10月6日改正し、同日より施行する。

この規程は、2010年2月12日より施行する。

この規程は、2010年4月1日より施行する。